

小売物価統計調査規則の一部を改正する省令案の概要について

1 小売物価統計調査の概要

小売物価統計調査（統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査）は、国民の消費生活上重要な支出の対象となる商品の小売価格及びサービスの料金を調査し、消費者物価指数その他物価に関する基礎資料を得ることを目的として、小売物価統計調査規則（昭和57年総理府令第6号）の定めるところにより実施する統計調査です。

2 改正の概要

小売物価統計調査の結果を基に作成される消費者物価指数は、家計における消費構造の変化、市場における商品の流通又はサービスの変化等に対応して、西暦年の末尾が0又は5の年に基準年次を更新する基準改定を行っています。

今回の改正は、消費者物価指数の2020年基準改定に当たり、統計委員会の議論も踏まえ、調査する品目の廃止等の変更を行うとともに、調査の効率化のための調査方法等の変更を行うものです。

(1) 品目の変更

ア 品目の廃止（令和4年1月1日施行）

家計における消費構造の変化に伴い、次の品目を廃止します。

もち米
ゆで沖縄そば
塩辛
ポーク缶詰
グレープフルーツ
果物缶詰
沖縄そば（外食）
整理だんす
室内時計
毛布
台所用密閉容器
防虫剤
男児用ズボン
女児用スカート
固定電話機
携帯型オーディオプレーヤー
ビデオカメラ
電子辞書
記録型ディスク
写真プリント代
にがうり

とうが
出産入院料
幼稚園保育料
文化施設入場料（公立）
辞書
文化施設入場料（独立行政法人）

また、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（令和2年6月2日閣議決定）において、消費者物価指数におけるインターネット販売価格の採用拡大が求められていることを踏まえて、2020年基準消費者物価指数の作成においてPOS情報（※1）及びウェブスクレイピング（※2）を活用する、以下の品目を廃止します。

テレビ
ビデオレコーダー
カメラ
パーソナルコンピュータ
プリンタ
宿泊料
航空運賃
外国パック旅行費

※1 民間の販売時点情報管理システム（Point of Sales system）において収集された情報をいいます。

※2 ウェブサイトから情報を抽出するコンピュータソフトウェア技術をいいます。

イ 調査担当者の変更（令和4年1月1日施行）

調査担当者が「調査員」となっている品目のうち、全国又は地域的に均一な価格を取集することが適切な以下の品目について、調査担当者を「総務大臣」に変更します。

携帯電話機

ウ 品目名の変更（令和3年1月1日施行）

より代表的な商品等の調査を可能とするため、以下のとおり、品目名を変更します。

変更後の品目名	現行の品目名
手洗い用石けん	化粧石けん

(2) 調査方法の変更（令和3年1月1日施行）

実査環境の整備等の観点から、「民営家賃」について、調査の対象を「世帯」から「事業所」に変更し、事業所（不動産管理会社等）に質問すること等により調査を行う方法に変更します。

(3) そのほか所要の改正を行います。

3 今後の予定

公布日 令和2年12月中

施行日 令和3年1月1日(ただし、品目の廃止及び調査担当者の変更は令和4年1月1日)